

不当労働行為救済申立事件審査手続開始に当たっての注意事項

本件審査手続の円滑かつ迅速な進行を図るため、下記事項に留意してください。

記

- 1 使用者は、次のことを理由としてその労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすることは、不当労働行為（労働組合法第7条第4号）として禁止されています。
  - (1) 労働者が労働委員会に対し、使用者が労働組合法第7条の規定に違反した旨の申立てをしたこと。
  - (2) 労働委員会がこの申立てに係る調査、審問をする場合に、労働者が証拠を提示し、又は発言したこと。
- 2 申立書には、労働委員会規則第32条第2項各号に規定する事項を記載しなければなりません。これらの記載の不備が補正されないときには、申立てが却下される場合があります。
- 3 答弁書、準備書面、疎明資料（書証）、証人等申出書、最後陳述書等の提出は、指定された期限に遅れないようにしてください。
- 4 書類の受領及び審査期日の調整のため、連絡担当者1名を定めて連絡担当者申出書により申し出てください。
- 5 当委員会への提出書類について、その副本又は写しを相手方当事者へ直接送付させることがあります。
- 6 審査の手続について
  - (1) 審査委員等  
審査は、通常、会長が公益委員の中から選んだ審査委員によって行われます。使用者委員及び労働者委員は、参与委員として調査及び審問に参加します。
  - (2) 審査  
次の順序で審査を行います。
    - ア 調査  
申立人に対しては申立書を中心として、被申立人に対しては答弁書を中心として、別々に事実の調査をします。そして、当事者の主張を明確化し、争点、証拠の整理を行い、審査計画書を作成します。また、必要と認めるときには事案の解明のため、事件と特に関連する背景事情を聴取します。
    - イ 審問  
当事者は、陳述を行い、証拠を提出し、証人を尋問し、又は反対尋問をし主張の理由を明らかにします。  
審問は、原則として公開で行います。ただし、公益委員会議が必要と認めた場合は非公開で行います。

また、事件の内容に照らし、申立書その他当事者から提出された書面等により、命令を発するに熟すると認めるときは、審問を行わないことがあります。この場合、前記アの審査計画書は定めず、争点及び証拠を整理した表によって、審査計画書に代えることもあります。

(3) 迅速、適正な審査

審査を迅速、適正に行うため、当事者は調査及び審問の期日指定に協力しなければなりません。

なお、期日指定後にその変更を申し出ても、相当の理由がない限り、認められません。

(4) 調査までの手続

ア 代理

審査においては、当事者自身（当事者が団体の場合はその代表者）がこれに当たらなければなりません。審査委員長の許可を得て他人に代理させることができます。この場合、代理人許可申請書に代理権授与の事実を証明する委任状を添付して提出してください。

イ 書証の提出

申立て又は答弁の理由を疎明するための書証には、申立人の場合は「甲第 号証」、被申立人の場合は「乙第 号証」と整理番号を付け、証拠説明書に添付して提出してください。

ウ 準備書面の提出

準備書面を提出するときは、表題に通し番号を記載してください。

〔例〕「準備書面(1)」「第1準備書面」など

エ 証人等の申し出

当事者尋問の申し出は、本件の争点に関係のある尋問事項に絞って行ってください。

証人尋問の申し出は、本件の争点に関係のある証人及び尋問事項に絞って行ってください。同一事項について多数の証人があったり、尋問事項が当事者への尋問事項と重複する場合には、必要と認められる限度で証人数、尋問事項、尋問時間を制限することがあります。

オ 職権等による証拠調べ

労働委員会は、当事者の申立てにより又は職権で、当事者又は証人の出頭や、事件に関係のある帳簿書類等の提出を命ずることがあります。

(5) 審問の手続

ア 出席義務者

当事者自身又は労働委員会により指定された者は、出席しなければなりません。

イ その他の出席者

当事者は、審査委員長の許可を得て補佐人を伴って出席することができます。この許可を得るためには補佐人許可申請書の提出が必要です。

ウ 出席者数

原則として5人以内としています。

## エ 証人等の宣誓

証言をするに当たって、証人は起立して宣誓をしなければなりません。また、当事者が証言するときにも、原則として証言の前に宣誓をしていただきます。

## オ 証人等の尋問の順序

証人等の尋問の順序は、審査委員長の指示に従って行ってください。

また、参与委員が尋問を行うこともあります。

## カ 尋問内容の制限

審査委員長は、次に掲げるものについて質問を制限することがあります。

- (ア) 具体的又は個別的でない質問
- (イ) 誘導尋問
- (ウ) 証人や当事者を侮辱し又は困惑させる質問
- (エ) 既にした質問と重複する質問
- (オ) 意見の陳述を求める質問
- (カ) 証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める質問

## キ 審問室の秩序維持

審問室では、審査委員長の指揮に従わなければなりません。鉢巻、たすき、ゼッケン等の着用、I Cレコーダー等の録音機、旗、プラカード等の持込みは、禁止されています。

なお、傍聴は原則として自由にできますが、座席数には限度があります。

また、審問中の写真撮影は禁止されていますので、審問開始前に審査委員長の許可を受けて撮影してください。

## 7 罰 則

- (1) 正当な理由がないのに宣誓を行わないときは、労働組合法第32条の2第3項の規定により30万円以下の過料に処せられます。
- (2) 宣誓を行った申立人又は被申立人の当事者が虚偽の陳述をしたときは、労働組合法第32条の3の規定により30万円以下の過料に、また、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは労働組合法第28条の2の規定により3か月以上10年以下の懲役に処せられます。
- (3) 審査委員長の指示に従わずに審問を妨げた者は、労働組合法第32条の4の規定により10万円以下の過料に処せられます。

## 8 その他

- (1) 代理人又は補佐人を解任した場合は書面でその旨を申し出てください。
- (2) 必要に応じて、適宜、調査や和解協議を行います。その場合には、傍聴ができませんので御注意ください。
- (3) その他審査手続に関し、不明の点がありましたら、当委員会事務局に連絡してください。

(連絡先) 〒880-0805

宮崎市橘通東1丁目9番10号 宮崎県庁3号館6階

宮崎県労働委員会事務局 調整審査課

(TEL) (0985)26-7262

(FAX) (0985)20-2715